

西東京市総合教育会議会議規則

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、西東京市の教育の課題及び目指すべきあり方を共有し、連携して円滑な教育行政を推進するため、西東京市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 総合教育会議は、法第1条の4第1項の規定により、次に掲げる協議及び事務の調整等を行う。

- (1) 西東京市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議

(組織)

第3条 総合教育会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(招集)

第4条 総合教育会議の会議（以下「会議」という。）は、市長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(意見聴取)

第5条 会議は、第2条の協議等を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議等をすべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の事前公表)

第6条 会議の日時及び場所は、会議に付議すべき議題とともにあらかじめ公表する。ただし、会議を非公開とする場合又は急施を要する場合は、この限りでない。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、公益上必要があると認められる場合で、市長又は教育委員会の発議により議決したときは、会議を非公開とすることができる。

(議事録の作成)

第8条 市長は、議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- 2 議事録は、非公開の場合を除き、公表する。

(傍聴)

第9条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、市長に申し出な

なければならない。

2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他の傍聴に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(調整結果の尊重)

第10条 総合教育会議において、構成員の事務の調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第11条 総合教育会議の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第12条 この規則に定めるものほか、総合教育会議の運営等に関し必要な事項は、総合教育会議で定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。